

国庫補助金の全部取り消し及び一部減額について

このたび、環境課において、令和7年度に国庫補助金の交付を受ける予定であった補助金について、担当者の誤った認識で事務処理を進めたことにより、補助金交付額が全額取り消し及び一部減額となってしまいました。

関係者の皆様には、不適切な事務処理により多大なご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、町政に対する信用を著しく失墜させたことを深く反省し、再発防止に取り組んでまいります。

1. 概要

令和7年度に国庫補助金の交付を受ける予定であった以下の補助金について、実績調査の結果、事業承認決定前に契約が締結されており、交付決定前着手となるため国庫補助金が全額取り消し又は一部減額となってしまいました。

- (1) 令和7年度鳥獣被害防止対策交付金事業（クマ・シカ特別対策のうちシカ特別対策）
3,000,000円全額取り消し
- (2) 令和7年度野生鳥獣総合管理対策事業補助金（クマ出没防止対策支援事業）
751,000円の内、578,000円を減額

2. 原因

毎年交付を受けていた国庫補助金（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金）・県補助金（野生鳥獣総合管理対策事業補助金）と同様に、4月1日から事業に着手しても補助対象となるとの誤った認識で担当職員が事務処理を進め、担当課長も最終確認をせず事務処理を進めてしまった結果、発生してしまったものです。

3. 再発防止策

新規の補助金申請事務だけでなく、毎年度の補助金申請事務であっても、補助金交付要綱等を必ず再確認するとともに、チェックリストによる再点検を実施し、同様の事故を防止します。

また、補助金の交付を受けるための分離発注の必要性や事業着手の時期についても、県の担当者に再確認を行ったうえで着手するなど二重確認をし、細心の注意をもって事務処理にあたります。

本件に関する問い合わせ先

○事案内容について：軽井沢町環境課野生鳥獣対策係（担当）佐藤・外川

電話：0267-45-8556

メールアドレス：animal@town.karuizawa.nagano.jp